

行政改革の取り組み状況を

お知らせします

小さな政府で大きな市民サービスを
スを行おうと、平成八年二月に策
定された「富士市行政改革大綱」。
市は、この大綱に基づき、平成八
年度から行政改革に取り組んでき
ました。今回は、その取り組み状
況をお知らせします。

平成八年度の取り組み

平成八年度は、市民の皆さんの行政
改革に対する意識を把握するため、七
月に世論調査（結果は広報ふじ一月二
十日号に掲載）を行いました。また、
九月には、市役所の事務事業につい
て点検調査を行いました。

これらの調査結果や、市民の代表で
構成された市民懇談会（三回開催）の意
見を踏まえながら、今後の行政改革の
進め方について、富士市行政改革推進
本部会議（八回開催）で検討しました。

平成九年度以降の 取り組み

平成九年度以降は、

I 簡素で効率的な

行政システムの確立

II 時代の要請や市民ニーズに 的確にこたえる行政の推進

という「富士市行政改革大綱」の二つ
の基本姿勢に基づいて、次のとおり取
り組んでいきます。

I 簡素で効率的な

行政システムの確立

① 事務事業の合理化・効率化

現在、市で行っている事務事業を、
より簡素化・効率化していくため、事
務事業の廃止や統合、縮小を検討して
いきます。

② 民間活力を生かした事務事業の推進

経費の節減と市民サービスの向上の
ため、民間活力を生かした事務事業を
進めていきます。

◎ 民間委託を検討するもの

- ・ 庁舎警備業務
- ・ 広報紙などの文書集配業務
- ・ 公共施設の車両運転業務
- ・ 中央病院の給食調理業務
- ・ 清掃業務

◎ 民間委託を実施するもの

- ・ 道路補修業務（平成九年度実施）

③ 組織・機構の見直し

平成九年度は、次のように組織が変
わります。

国民健康保険税の収納率の向上と制
度を啓発するため、国民健康保険課に
収納係を新たに設置します。そして、



富士市行政改革市民懇談会座長
永井利夫 さん（厚原）

市民生活の向上のため、 長い目で見た行政改革を

懇談会は、まだ始まったばかりな
ので本格的な話し合いはこれからと
いう感じがしますが、メンバーの中
には、民間でリストラを経験した人
もいたりして、皆さん厳しい目で見
ていますよ。

行政改革は、新しい視点で取り組
むことが必要だと思います。現在は、
財政状況が大変厳しくなっているの
で、市の職員は意識改革をして、常
に税金を使っているという気持ち
を忘れずに仕事をしてほしいです。



市民サイドから行政改革を考える
「富士市行政改革市民懇談会」

よりよいまちづくりのためには、
行政改革が必要であると、だれもが
認めていることだと思います。しか
し、それが個々の問題に至り、自分
に都合が悪くなると、推進に賛成で
きなくなることも…。そうではなく、
市民生活が向上し、より幸せを得る
ためにも、行政、市民、企業がそれ
ぞれの役割を分担して、三者が協力
し合って行政改革を進めていかなけ
ればならないと思います。

行政改革というのは、すぐに効果
があらわれるものではありません。
長い目で見て、いい行政改革を進め
ていくよう提言していくつもりです。



道路の穴などの危険箇所を補修する業務は、平成9年度から民間委託されます。

- これにあわせて、従来の保険税係を賦課係に名称を変更します。
- また、在宅で療養している高齢者や重度障害者などに適切な看護を提供するため、保健女性センターに訪問看護ステーションを設置します。
- なお、平成10年度以降の組織・機構についても、「富士市総合計画」の円滑で効率的な推進と多様な行政需要への確に対応するため、見直しを行っていきます。
- ④職員定数の適正化
平成9年度の職員数については、平成8年度に比べて抑制を図りました。また、平成10年度についても、抑制を基本に見直しを行っていきます。
- ⑤行政の情報化の推進
行政事務の効率化と情報処理能力の改善などのため、「行政情報化計画」の策定を継続して検討していきます。
- ⑥行財政運営の効率化
庁舎内の電気、ガス、水道などの省エネルギー対策とリサイクルについて検討していきます。



中央図書館は、平成9年度も水曜日と木曜日、開館時間を夜7時までに試行的に延長します。

Ⅱ 時代の要請や市民ニーズに的確にこたえる行政の推進

- ①窓口サービスの強化・充実
住民票、印鑑証明の交付のための自動交付機の設置を検討していきます。
- ②公共施設の弾力的運営
公民館について、利用の拡大のため、施設機能の充実や開館時間の延長などを検討していきます。また、中央図書館の開館時間延長の試行も、引き続き行っていきます。
- ③公正でわかりやすい行政の推進
主に施設の利用申請の書類の押印を廃止していきます（詳しくは下欄で）。

問い合わせ

企画課事務管理担当

内線2838

4月1日からスタート！押印廃止

市民の皆さんに、もっと気軽に市の施設や事業を利用していただこうと、平成9年四月一日から一部の施設の申請書などの押印を廃止し、申込手続を簡素化します。印鑑を押す必要のなくなる申請書などの主なものは、次のとおりです。

●公共施設の利用に関するもの

- ロゼシアター ●富士市民センター ●勤労者体育センター
- 富士体育館 ●ラ・ホール富士 ●総合運動公園
- 東球場 ●保健女性センター ●学校施設
- 博物館 ●少年自然の家 ●青少年センター
- 青少年の家 ●休養林キャンプ場 ●保育園・幼稚園
- 公民館 ●新富士駅都市施設 ●高齢者就業センター
- 老人デイサービスセンター など

●その他の申請書など

- 町内会関係申請書類（補助金の申請を除く）
 - 視聴覚教材等使用許可申請書 ●ホームヘルパー派遣申請書
 - 入浴サービス事業利用申請書 ●福祉バス使用申請書
 - 老人短期入所事業利用申請書 ●ごみ集積場所の設置申請書
 - 在宅老人デイサービス事業利用申請書
 - 各種受賞候補者推薦届 など
- ※なお、押印を廃止する申請書などについて、詳しくはそれぞれの窓口にお尋ねください。

